

資料 4 - 2

序 論（案）

現時点での構成イメージ

データや社会潮流については、今後も時点修正等を行う予定

第 1 章 総合計画策定にあたって

（ 1 ） 総合計画とは

総合計画は、市の最上位計画として、市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めるものです。

（ 2 ） 計画構成

この計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

基本構想

基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す新しい都市像及び将来の基本目標を示しています。

市民とともに市が協働して達成を目指す計画と位置付けており、市民と市が協働で策定しています。

基本計画

基本計画は、基本構想における都市像及び基本目標を実現するために、市が取り組む施策の体系及び基本的方向を示すものです。前期基本計画・後期基本計画に分けて策定し、施策ごとの主要な取組及び成果指標などを示しています。

市が責任を持って達成を目指す計画と位置付けており、市が主体となって策定しています。

（ 3 ） 計画期間

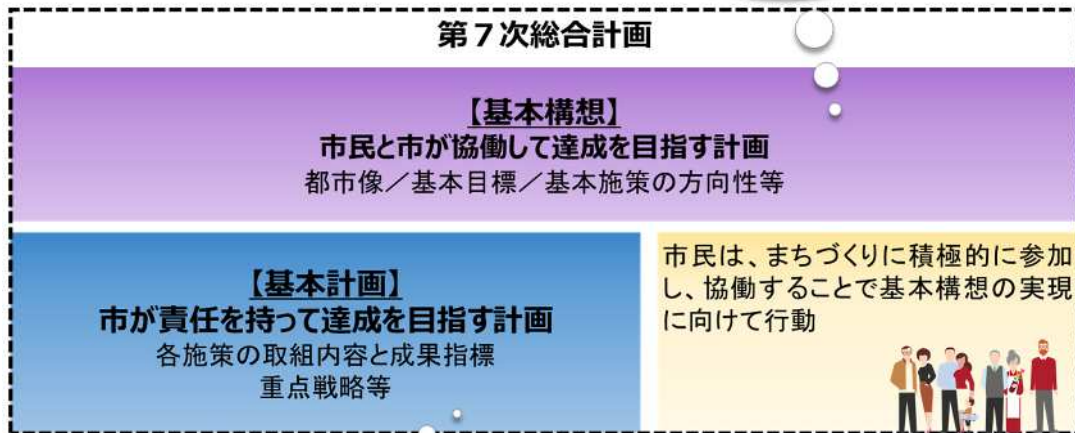
基本構想の計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 8 年間とします。

基本計画の計画期間は、前期・後期それぞれ 4 年間とし、前期基本計画を令和 4 年度（2022 年度）から令和 7 年度（2025 年度）、後期基本計画を令和 8 年度（2026 年度）から令和 11 年度（2029 年度）とします。

第7次総合計画の構成イメージ

◎市民と市が協働で策定

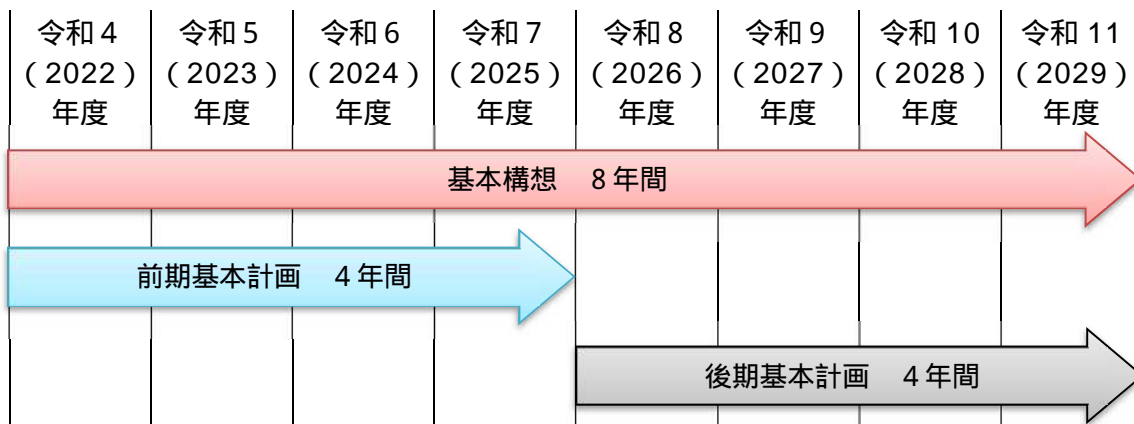
まちづくりの主役である市民の考えを政策に反映できるよう、公募市民・市職員による「市民検討会議」及び「無作為抽出タウンミーティング」で論点整理等を行った後、「総合計画審議会」において内容を検討



◎市が主体となって策定

基本構想をもとに市が立案し、審議会等で検討

第7次総合計画の計画期間



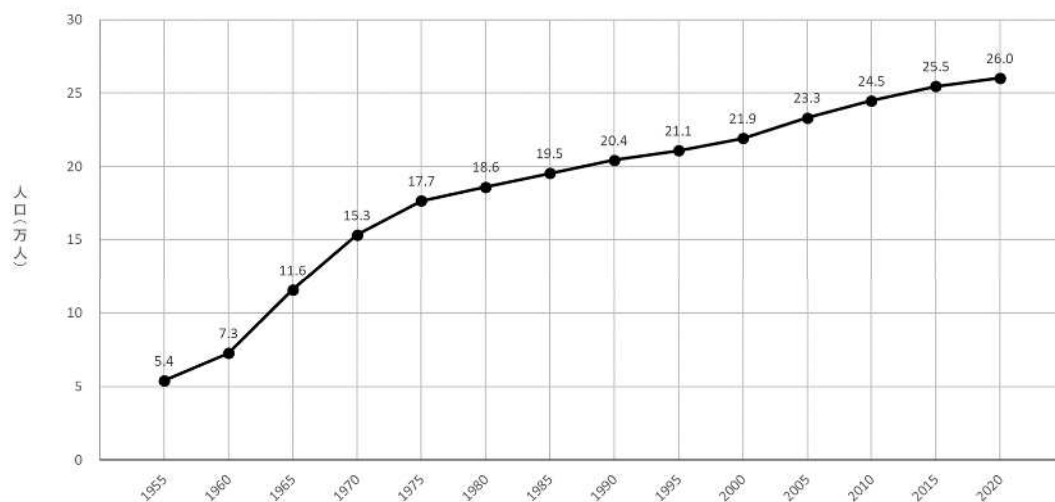
第2章 人口の将来見通し

(1) 人口の動向

総人口及び年齢3区分による人口の推移

本市の総人口は、近年は一貫して増加傾向にあり、特に昭和35年(1960年)から昭和45年(1970年)に人口が急増しました。その後も、ペースは鈍化したものの人口の増加は続き、令和2年(2020年)時点で26.0万人に達しています。

図表 1 総人口の推移



注) 2012年以前は外国人人口は含まれない

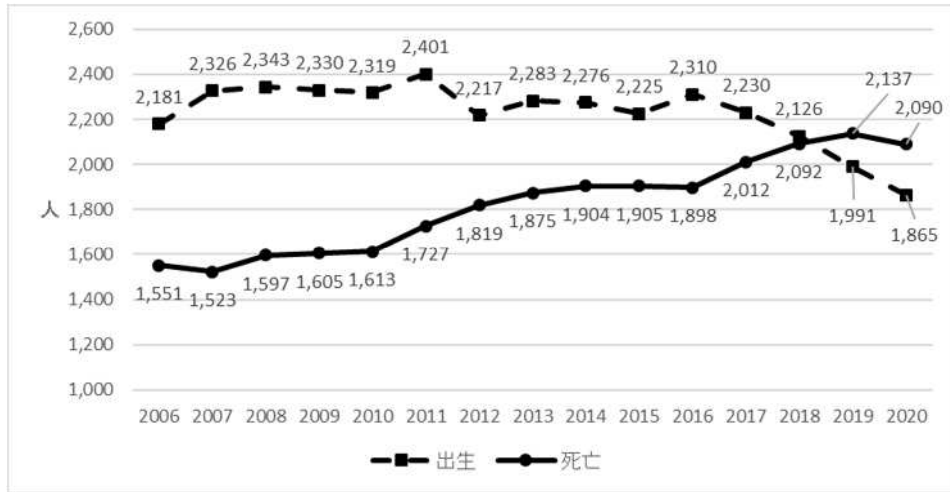
(資料) 府中市統計書より各年1月1日時点の住民基本台帳に基づき作成

自然増減の動向

出生数、死亡数について、平成 30 年（2018 年）以前は、出生数が死亡数を上回っていましたが、以降は出生数が死亡数を下回っています。

合計特殊出生率の推移をみると、府中市では東京都及び東京都（区部）、東京都（市部）に比べ高い値で推移していますが、全国平均値との差をみると、平成 27 年（2015 年）に全国平均値 1.42 に近づいていますが、以降減少に転じたことで、平成 30 年（2018 年）は 1.30 と全国平均 1.42 と乖離しました。

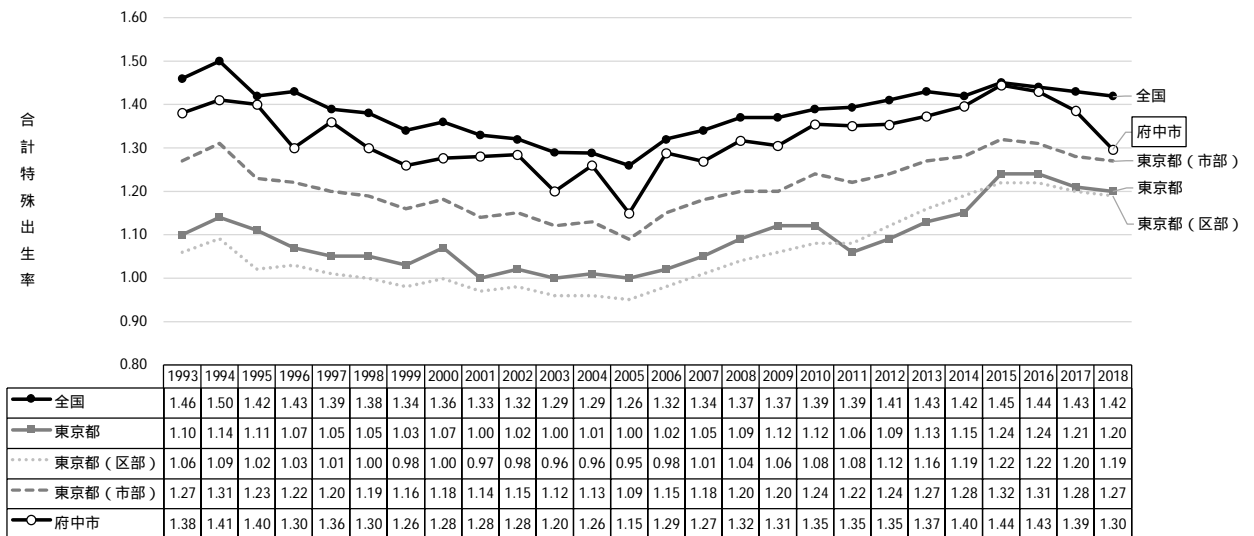
図表 2 出生数、死亡数の推移



注：2013 年以降は各年 1 月 1 日までの一年間、2012 年以前は 3 月 31 日時点までの一年間。日本人のみ。

（資料）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

図表 3 合計特殊出生率の推移



（資料）総務省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」より作成

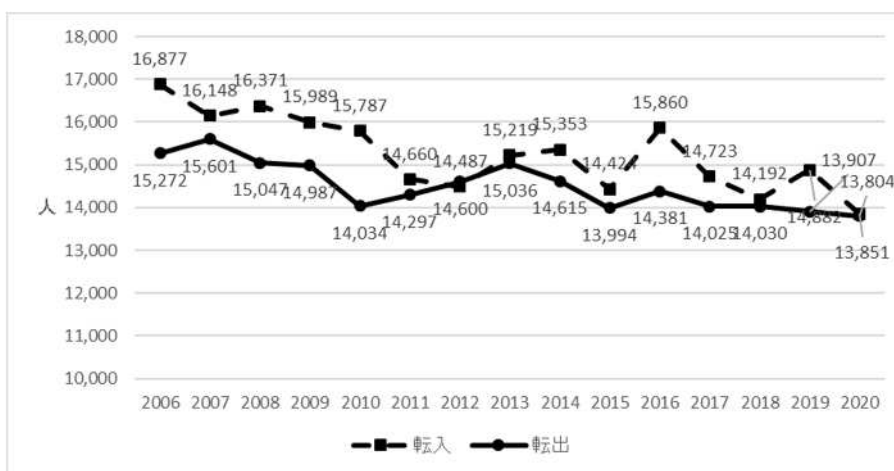
社会増減の動向

転入数、転出数については、概ね一貫して転入数が転出数を上回っていますが、令和2年（2020年）は僅かながら転出数が転入数を上回っています。

純移動数を年齢階級別にみると、10～14歳 15～19歳及び15～19歳 20～24歳は、男性、女性ともに大幅な転入超過がみられます。

一方、男性では、特に20～24歳 25～29歳及び25～29歳 30～34歳において大幅な転出超過がみられます。女性は、男性ほどの転出超過はみられませんが、20～24歳 25～29歳の転出超過がやや大きくなっています。

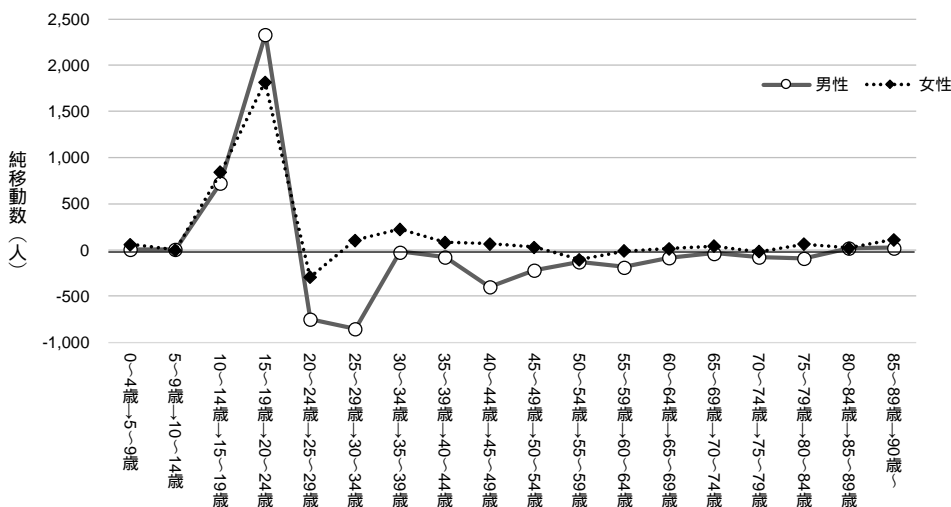
図表 4 転入、転出数の推移



注：2013年以降は各年1月1日までの一年間、2012年以前は3月31日時点までの一年間。日本人のみ。

（資料）総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

図表 5 男女別・年齢階級（5歳階級）別の純移動数（2010年～2015年）



（資料）総務省「国勢調査」、厚労省「生命表」に基づくまち・ひと・しごと創生本部推計より作成

(2) 人口の推移と将来見通し

総人口の見通し

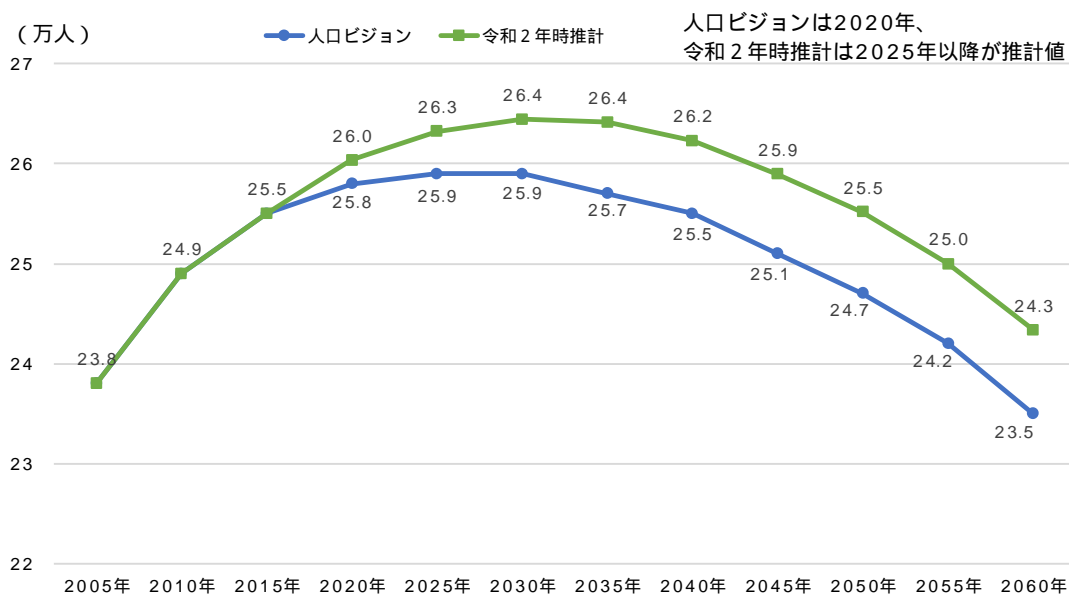
令和 2 年（2020 年）の住民基本台帳登録人口に基づく人口推計では、総人口は令和 12 年（2030 年）の 26.4 万人をピークに減少に転じ、令和 32 年（2050 年）には令和 2 年（2020 年）と比べて 2.0% 減少、令和 42 年（2060 年）には 6.5% 減少する見込みです。

本市が平成 27 年度（2015 年度）に策定した「府中市人口ビジョン」の将来人口推計（基本ケース）と今回実施した人口推計を比較すると、今回の方がややプラス方向に乖離しています。

図表 6 基本推計におけるパラメータの設定方法

基準人口（基準年次、人口）
令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口（日本人+外国人）
出生（子供女性比）
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値を令和 2 年（2020 年）の住民基本台帳登録人口（日本人+外国人）より算出した子供女性比を基に補正
死亡（性別年齢別生残率）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」における本市の将来生残率を活用（ただし、推計値がない令和 27 年（2045 年） 令和 32 年（2050 年）以降については、直近 2 区間の変化率を用いて仮定値を作成）
移動（性別年齢別純移動率）
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値を純移動率実績値で補正

図表 7 将来人口の見通し¹



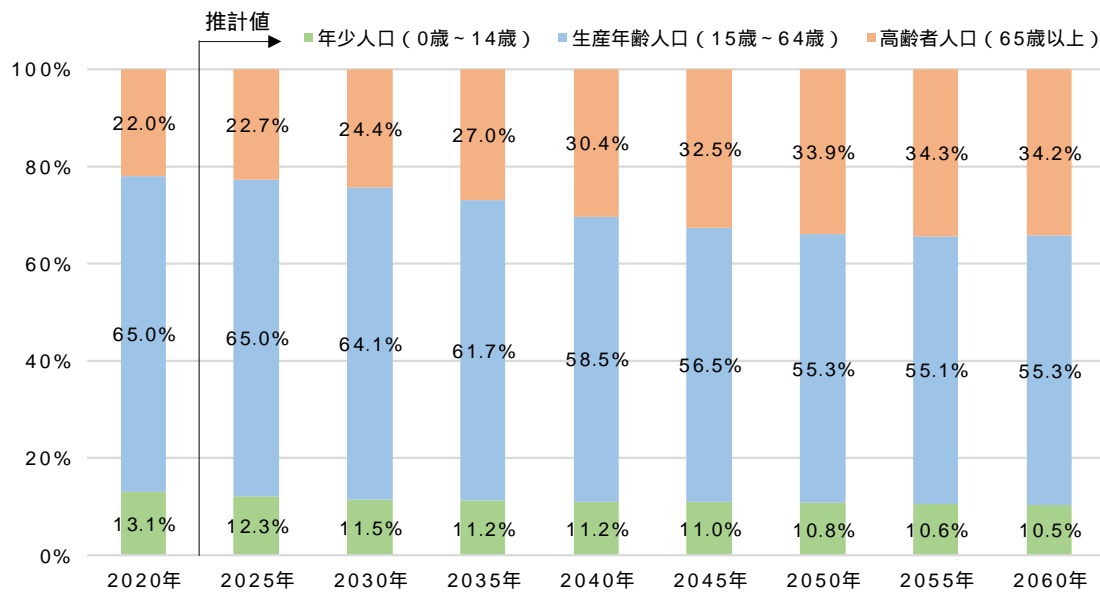
¹ 実績値は各年 4 月 1 日時点の住民基本台帳に基づく。2005 年、2010 年は住民基本台帳と外国人登録の合算値。

年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別に将来推移を見ると、14歳以下の年少人口の割合は減少が続く一方、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進行する見込みです。

15歳～64歳の生産年齢人口比率も減少傾向にあり、高齢者人口1人に対する生産年齢人口は令和2年（2020年）時点で2.96人ですが、令和42年（2060年）には1.62人まで減少する見込みです。

図表 8 年齢3区分別人口構成比の推移²

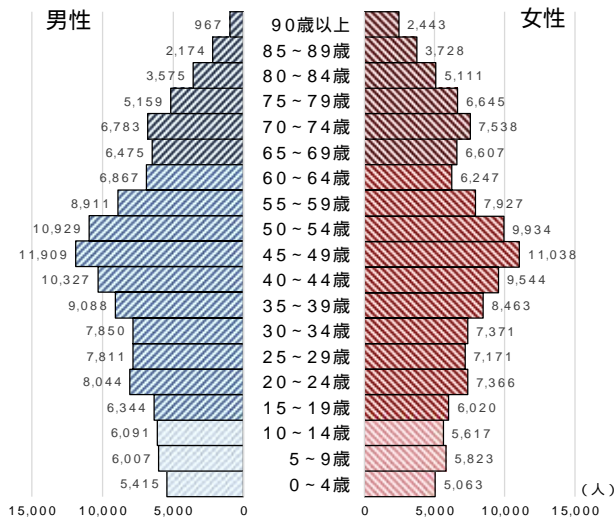


² 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

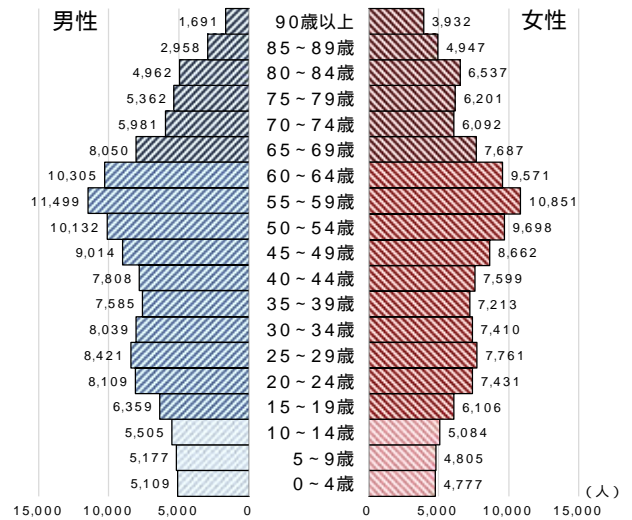
人口ピラミッドの推移

令和2年(2020年)は45~49歳のいわゆる団塊ジュニア世代を中心として40歳代、50歳代の人口比率が高い構成を示しており、10年後の令和12年(2030年)にはこの団塊ジュニア世代が55~59歳となり、令和22年(2040年)には最も人口比率が高い年齢階層は65~69歳となる見込みです。高齢者に分類される年齢階層が最も高い人口比率となるのは、国勢調査を開始した大正9年以降初めてのことです。

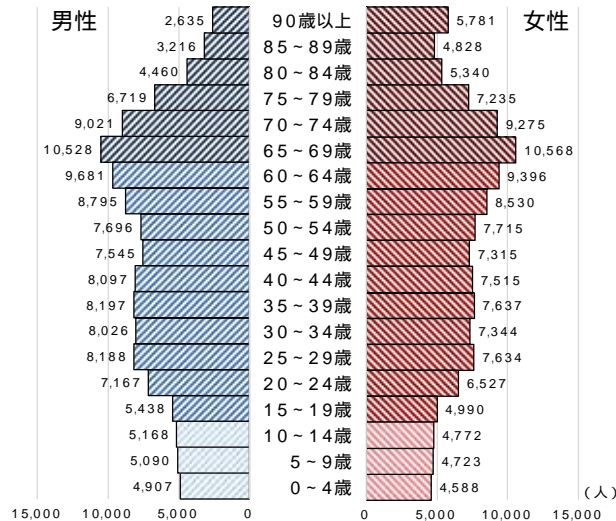
図表 9 人口ピラミッド(2020年)



図表 10 人口ピラミッド(2030年)



図表 11 人口ピラミッド(2040年)



第3章 財政状況

(1) 日本の財政状況

日本の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によるインバウンド需要の消失、国内の経済社会活動の抑制、主要貿易相手国における経済活動停止に伴う輸出の大幅減など、感染症はその経済的な波及経路を拡げながら、日本経済に甚大な影響をもたらしました。

最新の令和2年11月の月例経済報告では、景気は、依然として厳しい状況にあるが各種施策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きがみられるとしています。

(内閣府 令和元年度・令和2年度年次経済財政報告、月例経済報告)

(2) 本市の財政状況

本市の歳入の状況を見ると、景気の回復傾向や納税義務者数の増を反映し市民税や固定資産税を中心に増加傾向となり、加えて、収益事業収入も増加傾向となっています。

一方、歳出では、社会保障関係経費である扶助費や繰出金、公共施設やインフラの老朽化対策などの経費が増加傾向にあります。

そのような中、第6次府中市総合計画の期間中には、基金や市債を計画的に活用しながら府中駅南口再開発事業や給食センター新築事業など本市のさらなる発展に向けた事業を実施するとともに、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策に重点的に取り組みました。

また、事務事業の見直しにより経常経費の抑制を図るとともに、将来を見据えた行財政改革に取り組み、健全財政の維持に努めました。

歳入[普通会計](平成27～令和元年度決算)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入		1,003億円	1,099億円	1,172億円	1,024億円	1,056億円
	市税	508億円	511億円	515億円	528億円	528億円
	国庫・都支出金	303億円	323億円	291億円	276億円	298億円
	基金繰入金	13億円	21億円	117億円	21億円	18億円
	市債	15億円	56億円	76億円	17億円	20億円
	その他	164億円	188億円	173億円	182億円	192億円
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自主財源		606億円	651億円	732億円	668億円	673億円
		60.4%	59.3%	62.5%	65.2%	63.7%
依存財源		397億円	448億円	440億円	356億円	383億円
		39.6%	40.7%	37.5%	34.8%	36.3%

歳出[普通会計](平成27～令和元年度決算)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳出		955億円	1,070億円	1,141億円	989億円	1,030億円
	義務的経費	425億円	434億円	438億円	440億円	456億円
	人件費	112億円	111億円	110億円	111億円	114億円
	扶助費	269億円	280億円	286億円	288億円	301億円
	公債費	44億円	43億円	42億円	41億円	41億円
	投資的経費	123億円	204億円	199億円	91億円	90億円
	その他経費	407億円	432億円	504億円	458億円	484億円

財政指標

・経常収支比率…目標80%台

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
81.3%	83.2%	84.0%	83.9%	87.0%

・実質公債費比率…目標10%以内

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3.2%	2.6%	2.9%	3.0%	2.7%

第4章 本市を取り巻く社会動向と課題

本計画において踏まえるべき社会動向と課題は次のとおりです。

(1) 衛生・健康リスクへの対応

2003年に発生した重症急性呼吸器症候群（SARS: severe acute respiratory syndrome）や2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1 亜型）、2012年に発生した中東呼吸器症候群（Middle East Respiratory Syndrome : MERS）など、これまでも世界的な影響がある感染症が発生していましたが、2019年12月以降、新型コロナウイルスによる感染が世界各国で急速に広がり、日本においても2020年2月以降全国的に感染が広がり、一時、緊急事態宣言が出されるなど国民の社会生活や経済活動に深刻な影響が生じています。

また、この感染症の流行を契機として、テレワークの普及やハンコ文化の見直しなどビジネスの在り方の変化や、キャッシュレス決済の普及、宅配ビジネスの利用拡大など、密と接触を抑制する新しい生活様式の普及が見込まれています。

地方公共団体においても、衛生・健康リスクへの対応を強化するとともに、コロナ後の新しい生活様式を踏まえた市民のニーズへの対応に留意する必要があります。

「新しい生活様式」の実践例

(3) 日常生活の各場面別の生活様式	
買い物 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 通販も利用<input type="checkbox"/> 1人または少人数ですいた時間に<input type="checkbox"/> 電子決済の利用<input type="checkbox"/> 計画をたてて素早く済ませ<input type="checkbox"/> サンプルなど展示品への接触は控えめに<input type="checkbox"/> レジに並ぶときは、前後にスペース	公共交通機関の利用 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 会話は控えめに<input type="checkbox"/> 混んでいる時間帯は避けて<input type="checkbox"/> 徒歩や自転車利用も併用する
娯楽、スポーツ等 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 公園はすいた時間、場所を選ぶ<input type="checkbox"/> 筋トレやヨガは自宅で動画を活用<input type="checkbox"/> ジョギングは少人数で<input type="checkbox"/> すれ違うときは距離をとるマナー<input type="checkbox"/> 予約制を利用してゆったりと<input type="checkbox"/> 狭い部屋での長居は無用<input type="checkbox"/> 歌や応援は、十分な距離かオンライン	食事 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 持ち帰りや出前、デリバリーも<input type="checkbox"/> 屋外空間で気持ちよく<input type="checkbox"/> 大皿は避けて、料理は個々に<input type="checkbox"/> 対面ではなく横並びで座ろう<input type="checkbox"/> 料理に集中、おしゃべりは控えめに<input type="checkbox"/> お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて
(4) 働き方の新しいスタイル <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> テレワークやローテーション勤務<input type="checkbox"/> 時差通勤でゆったりと<input type="checkbox"/> オフィスはひろびろと<input type="checkbox"/> 会議はオンライン<input type="checkbox"/> 名刺交換はオンライン<input type="checkbox"/> 対面での打合せは換気とマスク	

(出典) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)

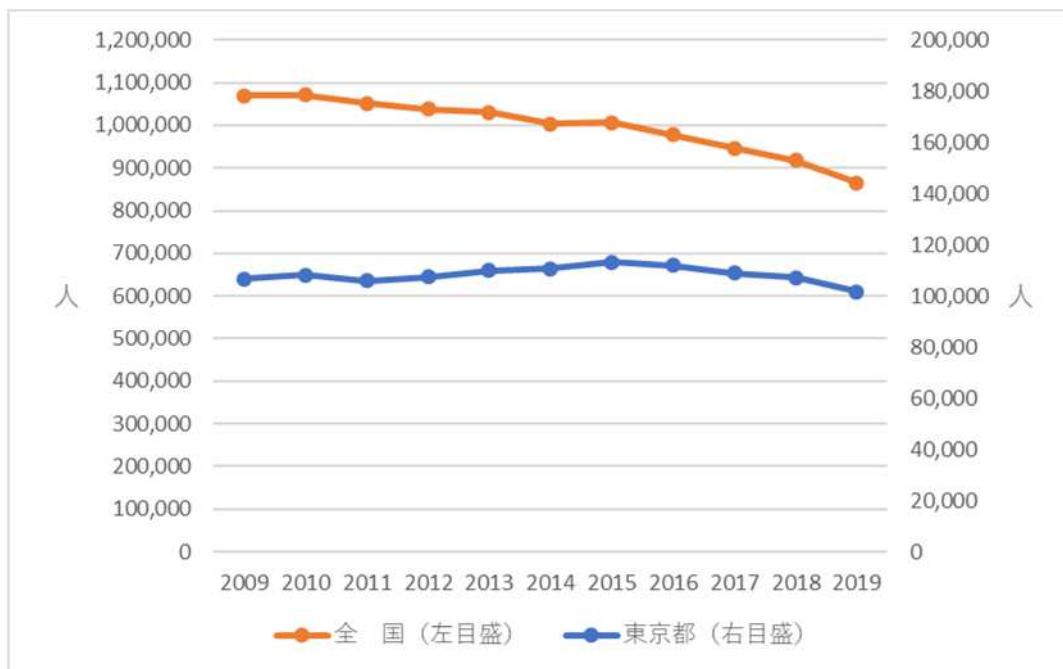
(2) 少子化の進展への対応

日本では、人口規模の大きいいわゆる団塊ジュニアと呼ばれる世代の女性が出生率の高い年齢階層を超えたため、出生数が初めて100万人を下回った2016年からわずか3年で約10万人の減少となるなど、急速に少子化が進展しています。若い世代の人口は継続的な減少が

不可避であり、また、出生率の急激な上昇は考えにくいことから、今後少子化は一層進展することが見込まれます。

このため、地方公共団体において急速な少子化を抑制するためには、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図ることが求められています。

全国及び東京都の出生数の推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」より作成

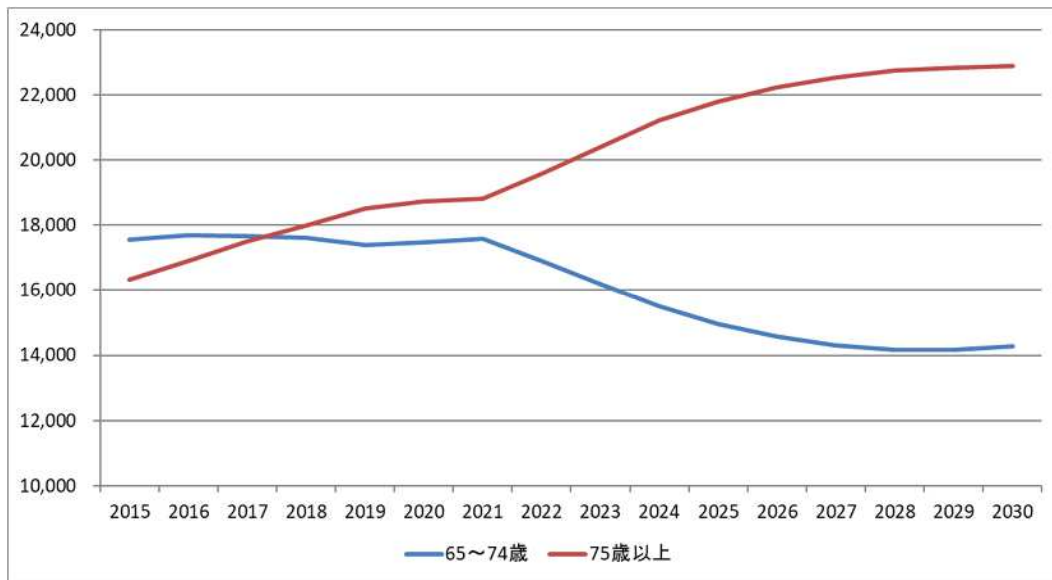
(3) 高齢化の進展への対応

日本では急速に高齢化が進展しています。特に、2025年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の比率がこれまでにないほどに高まることとなります。このため、これまで以上に医療・福祉関連の需要の増大などに備える必要があります。

家族の介護負担に対する支援や、要介護状態となることを回避するための健康寿命延伸への取り組みの一層の強化、孤立化する高齢者単身者や高齢夫婦世帯への心のケアも含めた支援、認知症患者の増加に対する地域における理解と支援の充実など、高齢化の進展に伴うさまざまな課題に対応することが必要となっています。

こうした動向に対し、地方公共団体においては、医療・福祉サービスの供給体制の充実や地域コミュニティにおける支え合いの仕組みを構築することが求められています。

全国の高齢人口の将来見通し（出生中位、死亡中位）



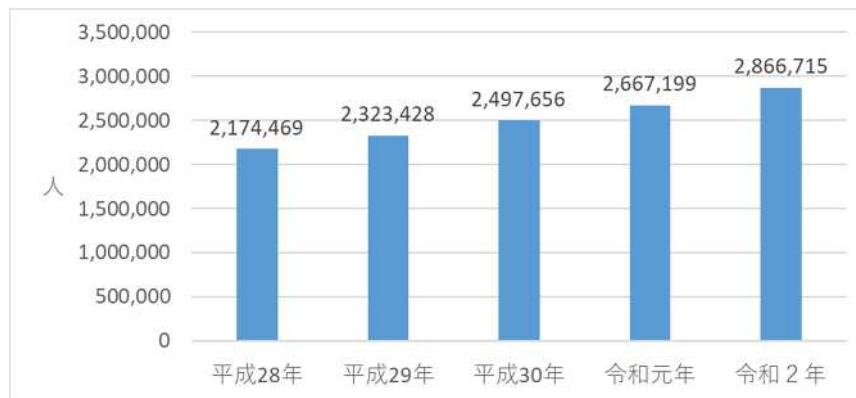
資料) 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成

(4) 価値観の多様化・共生社会の実現

日本で暮らす外国人人口は着実に増加しており、在留外国人数(令和元(2019)年末時点で293万3千人)は過去最多を記録しています。この数は、出入国管理及び難民認定法の改正や新たな在留資格「特定技能」の創設などを背景として、今後さらに増加することが見込まれます。こうした状況を受け、国では「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を策定するなど、日本語学習支援や就労支援に加えて、医療、子育て・教育、災害、住宅など「生活者としての外国人」への支援の拡充がより一層求められています。

こうした国籍・文化的背景等に加え、性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もがそれぞれの個性や価値観を尊重され、安心して自分らしく生活し、活躍できる共生社会づくりを、地域の多様な主体が連携して進めていくことが求められています。

日本における外国人数の推移



(出典) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成

(5) 災害に強い地域づくり

近年、東日本大震災や熊本地震などの地震災害、台風やゲリラ豪雨などの風水害を含めて、大規模な自然災害が繰り返し発生しており、今後もこうした状況が続くおそれがあると考えられます。このため、国では、平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、これに基づく国土強靱化基本計画を平成 26 年 6 月 3 日に策定、さらに平成 30 年 12 月 14 日にこれを改定し、災害対策の強化を進めています。さらに、地方公共団体に対しても「国土強靱化地域計画」を策定し同様の取り組みを進めるよう求めています。

こうした背景から、地方公共団体においても、自然災害から市民の生命を守る取り組みとして、耐震性の向上や豪雨時の下水道の処理能力の強化などの都市基盤の整備、災害発生時の行政と関係機関との連携体制の確立、地域の自主防災組織への支援、市民一人ひとりの平時からの備えの啓発や支援など、多角的な対策の充実が必要とされています。

(6) 地球環境への配慮

二酸化炭素の排出などによる地球温暖化の進展やマイクロプラスチックによる海洋汚染、世界的な食糧不足見通しを背景とした食品ロス問題など、地球環境負荷の増大に係る様々な問題が深刻化しています。こうした課題に対し、政府では 2050 年までに二酸化炭素ネット排出量ゼロ（カーボンニュートラル）にするとの政策目標を掲げるなど、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを加速化しています。

省エネルギーへの取り組みによる二酸化炭素排出量の削減、再生可能エネルギーの活用、レジ袋やプラスチックストローの利用削減などによる廃プラスチックの排出抑制、食品の無駄の削減などについて、地方自治体においても、企業や市民一人ひとりがその活動や生活の中で配慮し取り組むことを促進、支援していくことが求められています。

(7) 情報通信技術（デジタル技術）の活用

国は、情報通信技術の活用による経済発展と社会的課題の解決を図るため、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法を改正し、AI、IoT といった新たな技術の開発・実用化や、ビッグデータの活用による官民のサービス、事業の最適化などを促進することとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務とオンラインのコミュニケーションツールが急速に普及し、働き方が大きく変化しています。

こうした動向に対し、地方公共団体においては、市民や事業者の情報通信技術の活用を促進するとともに、行政サービスの高度化・効率化と安全性の確保に取り組むことが求められています。

情報通信技術の発展による社会変革のイメージ



(出典) 内閣府「Society5.0 ウェブサイト」(令和2年2月)

(8) SDGs への対応

平成 27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030 年までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が打ち出されました。この SDGs は、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現に向け、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17 のゴールを提示しています。

日本においては、平成 28(2016)年12月に国が SDGs 実施指針を決定し取り組みを進めており、地方公共団体においても持続可能な地域づくりに向けた積極的な取り組みの推進が求められています。今後も、SDGs の理念を踏まえ、その目標達成に寄与する施策を、地域の企業や市民と協働して推進することが求められています。

SDGs の 17 のゴール



(出典) 国際連合広報センター資料